

美里町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年8月25日

美里町長 相澤 清一

美里町条例第20号

美里町介護保険条例の一部を改正する条例

美里町介護保険条例（平成18年美里町条例第136号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主」を「被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。